



高速電力線搬送通信(PLC)の動き 2

『高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法』改正答申

当サイトにおいて、平成18年(2006年)6月28日に総務省の情報通信審議会が開催された『高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法』、即ち、2～30MHzを使用する高速電力線搬送通信(通称PLC)設備から外部に漏れる妨害波レベルの規格(許容値と測定法)の答申内容が承認され、翌29日に総務大臣に答申されたことをご紹介します。

この答申をふまえて、総務省では関連省令等の改正を電波監理審議会に諮問していましたが、電波監理審議会では、平成18年(2006年)9月13日に電波法施行規則、無線設備規則等の改正案が適当であるとの答申をしました。

高速電力線搬送通信(通称PLC)設備から外部に漏れる妨害波レベルの許容値および測定法の具体的な内容は、情報通信審議会の答申と変更はありません。

この答申によりPLCの実用化への道が開かれたこととなりますが、この答申は、アマチュア無線、天文観測などの微弱な電波を利用する分野の関係者から強い反対意見が出されたと聞いています。PLCを利用するに当たっては、外に漏れる妨害波の管理を厳重にさせていただきたいと思えます。

PLC : Power Line Communication